

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三朝町は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

三朝町長

## 公表日

令和8年1月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険関係事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り対象者の資格管理、保険料の賦課管理、収納管理、滞納管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会
③システムの名称	後期高齢者医療(資格)システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課 福祉課
②所属長の役職名	町民課長 福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三朝町(町民課・福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(町民課)0858-43-3505 (福祉課)0858-43-3520
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底し、廃棄の際は複数人で確認することとしている。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。また、USBメモリは、事前に許可されたもののみ使用可能となるよう端末の制御を行っている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和3年11月30日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号	事後	番号法改正による修正
令和3年11月30日	II 1. 1 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和3年11月26日時点	事後	
令和3年11月30日	II 2. 2 いつ時点の計数か	令和1年5月31日時点	令和3年11月26日時点	事後	
令和4年3月8日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第81項 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第83項	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第82項 内閣府総務省令第7号第43条の2の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第83項	事前	
令和4年3月8日	II 1. 1 いつ時点の計数か	令和3年11月26日時点	令和4年3月8日時点	事前	
令和4年3月8日	II 2. 2 いつ時点の計数か	令和3年11月26日時点	令和4年3月8日時点	事前	
令和8年1月9日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに内閣府・総務省令第24条	番号法第9条第1項、別表の85の項		番号法改正による修正
令和8年1月9日	I 4. ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第2、42項 並びに内閣府・総務省令第2条、第25条 【情報提供の根拠】 番号法第19条8号、別表第二の第1、42、43項 並びに内閣府・総務省令第1条、第25条	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の117の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115、116の項		番号法改正による修正
令和8年1月9日	I 5. ①部署	健康福祉課	町民課 福祉課	事後	
令和8年1月9日	I 5. ②所属長の役職名	健康福祉課長	町民課長 福祉課長	事後	
令和8年1月9日	I 7. 請求先	三朝町(健康福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2	三朝町(町民課・福祉課) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2	事後	
令和8年1月9日	I 8. 連絡先	0858-43-3520	(町民課)0858-43-3505 (福祉課) 0858-43-3520	事後	
令和8年1月9日	II 1. 1 いつ時点の計数か	令和4年3月8日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和8年1月9日	II 2. 2 いつ時点の計数か	令和4年3月8日時点	令和7年11月30日時点	事後	
令和8年1月9日	IV 8. 人手を介在させる作業	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和8年1月9日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加